

仕様書

(企画提案時)

本仕様書は「ツーリズム EXPO ジャパン 2024 ブース出展業務委託」(以下「本業務」という)の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市のほか下関市、北九州市、別府市、熊本市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローと受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市、下関市、北九州市、別府市、熊本市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローをいい、乙とは提案者をいう。

1 件 名

ツーリズム EXPO ジャパン 2024 ブース出展業務委託

2 業務の趣旨・目的

インバウンドが急速に回復する状況において、欧米豪旅行客の多くが、羽田・成田空港や関西国際空港を利用し東日本を訪問しているという状況をふまえ、欧米豪旅行客や高付加価値旅行者をターゲットに、大阪より西側にある自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、西日本・九州の誘客促進につなげることを目的に、現在西のゴールデンルートの取組みを進めているところである。

そこで、上記の目的を達成するべく、西のゴールデンルートの認知拡大やターゲットに対する誘客の促進につながる効果的なプロモーションを実施するため、国内最大級の旅の祭典である「ツーリズム EXPO ジャパン 2024」に出展し、西日本・九州が一体となった観光誘客を図るために設立した「西のゴールデンルート (※)」をPRするブースの会場設営・管理運営の企画提案を募集するもの。

※西のゴールデンルート：<https://west-goldenroute.jp/>



(上記取組みを推進する自治体メンバーは、令和6年4月1日時点で15自治体だが、今回の出展は福岡市、下関市、北九州市、別府市、熊本市、長崎市、宮崎市、鹿児島市の8自治体と公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローで実施するもの。)

3 履行期間

契約締結の日から令和6年12月27日(金)まで

4 業務概要

九州や西日本が一体となった観光誘客を図るため設立された、西のゴールデンルートを福岡市、下関市、北九州市、別府市、熊本市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローでツーリズム EXPO ジャパンに共同出展し、西のゴールデンルートをPRするもの。

- (1) 展示会名：ツーリズム EXPO ジャパン 2024
- (2) 出展日時：令和6年9月26日（木）～29日（日）
※26日～27日は業界・プレス向け、28日～29日は一般来場者向け
- (3) 出展場所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）
- (4) 出展面積：6小間（54㎡、1スペースは3m×3m）
- (5) ブース種類：基礎小間（以下、「ブース」）6小間（54㎡）

5 業務内容

以下に示す（1）～（6）を実施すること。

(1) 出展ブース内容の企画

上記の目的をふまえながら、甲（福岡市、下関市、北九州市、別府市、熊本市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー）が一体となり、観光コンテンツのテーマをもたせたプロモーションのコンセプト、企画を行い、各自治体の多様な魅力を積極的に PR し、各地域へ来訪意欲を喚起する展示内容であること。企画にあたっては、下記項目を盛り込み、出展ブース内容の企画を行うこと。

① 企画内容

ア 来場者に対して、甲の自治体で構成される西のゴールデンルートブース内を回遊する仕掛けを行い、テーマ性を持たせたコンテンツを見せることで、西のゴールデンルートとして周遊観光をイメージできるような企画（食、温泉、歴史、城、自然など）をテーマごとに3つ以上実施することで、来場者の目に留まりやすく、長時間滞留するような体験ブースを設置するなど工夫すること。

企画すべてに、甲の自治体がすべて入る必要性はないが、各自治体の観光コンテンツが同数入るような企画とすること。ただし、福岡市は他の自治体より倍程度入るものとする。

イ アのほか、西のゴールデンルート全体の認知度を高める企画を1つ以上実施すること。

ウ 企画の実施にあたっては、西のゴールデンルートと関わりのある交通事業者と適宜連携をしながら取り組むこと。

エ ア～エに記載した企画にかかる装飾は全体的に統一されたデザインとすること。

オ 映像が流せるようモニター等を設置すること。

カ 業界日に十分に商談が行えるスペースを確保すること。

キ 各自治体の主要観光地のパンフレットなどを掲出するために必要に応じて什器を設置すること。

ク ブース運営に要するものを保管するバックヤードをブース内に設けること。

② 提案内容

- ・西のゴールデンルートの目的に資する効果的な取組みとなるよう、①に掲げる各項目について、企画・レイアウトイメージ・実施方法を具体的に提案すること。特に①ア）～ウ）についてはそれぞれの企画内容が分かるような提案を行うこと。
- ・提案する出展内容や手法と連動した成果目標を提案すること。

(2) 出展ブース運営業務

出展ブース全体の運営・進行管理など運営業務にかかる業務を行うこと。その中で、下記項目を盛り込むこと。

① ブース運営業務

- ア 5 (1) 記載の企画にかかる運営・進行管理など具体的な運営業務を示すこと。
- イ ブースへの集客を高めるための各種運営業務・ブースへの集客に繋がる工夫を施しアンケート調査の実施及びブースの来場者数のカウントを行うこと。
- ウ 出展ブース全体の運営・進行管理・設営日(9月25日)から撤去日(9月29日)までの出展スタッフの必要な人数を確保すること。(※基本はブース内の企画に応じて各自治体の職員が各日1～2名入るものとするが、その他の人員が必要な場合は明記すること。)

② 提案内容

- ・運営業務に盛り込むべき項目を提案すること。
- ・出展ブースの案内、誘導等及び配置計画について、全体最適を図るために必要となる視点について提案すること。
- ・展示ブースへの来場者の誘導方法を提案すること。

(3) 「ツーリズム EXPO ジャパン 2024」主催事務局や自治体等との連絡調整・各種申請業務

- ① 主催事務局へのブース出展(出展料、電気使用料等の各種支払い業務)にかかる支払い業務のほか、ブース施工図面の設計等の各種提出の業務のほか、出展に係る連絡調整、出展要項等に基づく各種手続き業務
- ② 出展に係る各種連絡調整業務(全体装飾、レイアウト、運営等)について出展自治体へオンラインミーティング等(契約以降、月2回以上)での随時進捗状況の説明

(4) 自由提案

西のゴールデンルートのPRにつながる企画(会期前～会期中、会場内外は問わない)があれば、予算内で提案すること。その際、提案内容に応じたKPIを設定すること。

(5) その他

- ① 委託業務完了後、令和6年12月27日(金)までに「委託業務完了報告書」を作成し、紙媒体及び電子データを委託者に提出すること。
- ② 当該事業の実施にあたっては、福岡市と協議調整の上、進めること。
- ③ 提案する企画の必要経費を見積もりに含めること。
- ④ 各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。

6 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

7 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、8(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

8 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- ・契約方法にあたっては、甲とそれぞれ個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。
- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・委託契約金額には、出展料、通信費、燃料費、人件費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等業務に係る必要経費の一切を含む。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報を正当な理由なく利用したり，他人に提供したり，盗用した場合，福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は，委託業務に従事中のみならず，従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は，定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし，西のゴールデンルート実行委員会（以下「実行委員会」という。）の書面による承認があるときは，この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は，委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは，この契約の目的を達成するため必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は，委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し，又は第三者へ提供してはならない。ただし，実行委員会の書面による承認があるときは，この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために，実行委員会が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに，その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写，複製又は加工の制限

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書，電磁的記録等を複写，複製又は加工してはならない。ただし，実行委員会の書面による指示又は承認があるときは，この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は，委託業務に係る個人情報及び情報資産については，自ら取り扱うものとし，第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし，実行委員会の書面による承認があるときは，この限りでない。なお，実行委員会の承認により第三者に委託する場合は，当該第三者に対して，契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還，廃棄等

受託者は，この契約が終了し，又は解除されたときは，委託業務に係る個人情報及び情報資産を，実行委員会の指示に従い，実行委員会に返還し，若しくは引き渡し，又はその廃棄，消去等を行わなければならない。なお，廃棄又は消去等をしたときは，廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

実行委員会は，受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について，契約内

容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

実行委員会は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

実行委員会は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、実行委員会はその責めを負わないものとする。